

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、詫間港宮の下・経面地区港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成27年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成27年7月28日（火曜日）午後2時から
- 2 場所 三豊市詫間町詫間1338番地13 三豊市詫間福祉センター 第一会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
宮の下・経面地区	基点第1号から315度16分16秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線及び基点第6号から40度48分09秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点本村（北緯34度13分25.4960秒、東経133度39分49.9409秒）から99度33分45秒、985.33メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番126地先の表示杭
第2号	基点第1号から224度21分12秒、51.37メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番173地先の表示杭
第3号	基点第2号から310度24分40秒、100.33メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第4号	基点第3号から311度19分23秒、178.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第5号	基点第4号から226度45分33秒、73.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第6号	基点第5号から329度33分54秒、5.98メートル、三豊市詫間町詫間字経面2102番21地先の表示杭